

令和5年度「中部広域圏児童の派遣交流事業」
旅行業務の委託に関する一般入札実施要項

中部広域市町村圏事務組合

令和5年度「中部広域圏児童の派遣交流事業」旅行業務の委託に関する
一般入札実施要項

1 趣旨

この要項は、中部広域市町村圏事務組合が発注する旅行業務委託において、より公正な競争を確保するため、一般競争による入札方式の実施にあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 委託業務名

令和5年度「中部広域圏児童の派遣交流事業」旅行業務（以下、「業務」という。）

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 沖縄県中部広域市町村圏内（沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村）に本社或いは事業所等の住所を有している者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 国税、県税、関係市町村税について、未納のない者。
- (5) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
 - ア 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。
- (6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による観光庁長官の登録を受けた第一種旅行業務または第二種旅行業務を範囲としている者
- (7) 学校の修学旅行、または自治体、その他児童の集団旅行業務において参加者50名以上の対応を過去3年間で2回以上の実績を有している者

- (8) 別紙1の令和5年度「中部広域圏児童の派遣交流事業」旅行業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に定める要件を実施することが可能であり、且つ、円滑な業務を遂行することができる者

4 委託業務内容

別紙1の仕様書による

5 委託する期間

別紙1の仕様書「3 履行期間」とする

6 支払条件

業務が滞りなく遂行されたと認められた後、委託料の支払いとなる。ただし、事業実施にあたり中部広域市町村圏事務組合が必要と認めた場合は概算払を行うことができる。

7 入札関係書類の交付

- (1) 別紙1 仕様書
- (2) 別紙2 令和5年度「中部広域圏児童の派遣交流事業」行程表(案)
- (3) 様式1 令和5年度「中部広域圏児童の派遣交流事業」旅行業務の委託に関する一般競争入札参加表明書（以下、参加表明書という。）
- (4) 様式2 入札辞退届
- (5) 様式3 入札書
- (6) 様式4 委任状

8 入札から落札候補者決定までのスケジュール

- (1) スケジュール

令和5年6月30日（金）	通知・公告
令和5年7月7日（金）	様式1（参加表明書）又は様式2（入札辞退届）の提出期日。 ※午後5時まで
令和5年7月14日（金）	質問書の提出締切（質問書様式なし） ※午後5時まで
令和5年7月21日（金）	質問書への回答
令和5年7月28日（金）	入札に係る提出書類（本指名入札実施要項10参照）の提出締切。 ※午後5時まで
令和5年8月4日（金）	入札及び開札 午前11時～ 場所 中部市町村会館 第2会議室

- (2) 様式1(参加表明書)、様式2(入札辞退届)及び質問書はメール又はFAXにて受け付ける。

Mail:info@chubukouiki-okinawa.jp FAX番号:098-934-7470

- (3) 入札に係る提出書類の提出は、郵送または直接持参(持参の場合は午後5時まで)。

9 入札の辞退

- (1) 令和5年7月7日(金)に至るまでいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するとき様式2(入札辞退届)を7月7日(金)午後5時までに到達するようメール又はFAX送付すること。

Mail:info@chubukouiki-okinawa.jp FAX番号:098-934-7470

- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 入札に係る提出書類(提出期限:令和4年7月28日(金)午後5時まで)

- (1) 会社概要
- (2) 国税について:納税証明書(その3の3)未納の税額がないことの証明
- (3) 県税について:法人県民税、法人事業税の滞納がないことの証明
- (4) 市町村税について:滞納がないことを証明するもの(支店等に応札を委任する場合は、支店等の所在する市町村のものでよい)
- (5) 過去3年間(令和2年度~令和4年度)における同一又は類似の事業を履行した実績を示す資料
- (6) 旅行業登録の証明書の写し(有効期限が記載されているもの)